

第一百八十五号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条の二の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第二十一条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第二十一条の二の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。